

海外派遣者の特別加入

海外派遣者として特別加入することができる範囲

1. 日本国内で行われる事業（有期事業を除く）から派遣されて、海外の支店、工場、現場、現地法人、海外の提携先企業など、海外で行われる事業に従事する労働者
2. 日本国内で行われる事業（有期事業を除く）から派遣されて、海外にある下表に定める数以下の労働者を常時使用する事業に従事する事業主、及び、その他労働者以外の方

業 種	労働者数
金融業 保険業 不動産業 小売業	50人
卸売業 サービス業	100人
上記以外の業種	300人

※海外の事業場の規模となります。

3. 国際協力事業団等開発途上地域に対する技術協力の実施の事業（有期事業を除く）を行う団体（JICA）から派遣されて、発展途上地域で行われている事業に従事する方

⇒ 会費について 会費はHP掲載の「ご利用料金」のページをご覧ください。

⇒ 労災保険料について。

海外派遣者の第3種特別加入保険料率は、

一律に4/1,000と定められている保険料率が適用されます。

※第3種労災保険料算定例

給付基礎日額 5000 円で特別加入した場合

1,825,000 円（保険料算定基礎日額）× 4.0/1,000（労災保険料率） = 7,300 円

年間特別保険料額 7,300 円（年）

月額換算 約 608 円（月）